



消費税等の 「軽減税率制度」が 実施されます

(2019年10月1日からの予定)



税理士法人ホサカ事務所
所長 保坂 英夫

概要

消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に(2019年10月1日からの予定)、消費税等の軽減税率(8%)制度が実施されます。これに伴い、消費税等の税率は「標準税率10%」と「軽減税率8%」の複数税率となります。

軽減税率の対象品目

① 飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(「酒類を除く」)をいい、一定の一体資産(おもちゃ付き菓子のように、食品と食品以外の資産が一体となったもので一定の条件に適合したもの)を含みません。ただし、「外食やケータリング等」は、軽減税率の対象

にはなりません。

* (食品表示法に規定する食品とは、すべての飲食物をいい、「人の飲用または食用に供されるもの」です。また、医薬品・医薬部外品等は除かれます。)

* (一体資産のうち、「税抜価額が1万円以下」であって、「食品の価額の占める割合が3分の2以上」の場合、全体が軽減税率(8%)の対象となります。)(それ以外は、全体が標準税率(10%)の対象となります。)

② 新聞

週2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づくものが対象になります。

農畜産物について

農畜産物の多くは、軽減税率の対象と

なります。ただし、

「観賞用の花き」や「肉用子牛のように生体で取引される家畜」は、軽減税率の対象になりません。

* 軽減税率の対象品目と対象外品目の主な例

(1) 水稲

「主食用米」は、軽減税率対象ですが、「飼料用米・種もみ」は、標準税率対象です。

(2) 野菜

「野菜や食品として販売される野菜の種」は、軽減税率対象ですが、「栽培用(種苗用)の野菜の種や苗」は、標準税率対象です。

(3) 花き

「食用菊など食品として販売されるもの」は、軽減税率対象ですが、「観賞用の花き」は、標準税率対象です。